

国会周辺でのデモ行進の制限の可否を問う問題である。集団行動の自由は、一般の市民にとって重要な表現手段であるが、公道などで行われることから、制約を受けやすい自由でもある。周知のように、震災以降、国会周辺での集団行動が注目を集めており、一部には規制の動きもある。

比較的簡略な事案ではあるが、小問1で論ずべき点は少なくない。従来、公安条例によるデモ行進の規制をめぐるのは、許可制の意味や表現の事前抑制などが論点となってきた。また最近の表現の自由論では、表現の場の保障をどのように考えるかが、重要な論点となっている。デモ行進自体が禁止されているわけではないが、本問のようなデモについては、国会周辺で表現することの意義も無視し得ない。規制の態様、本問のようなデモ行進の性格、国会周辺という表現の場がもつ意味、さらには、国会周辺でのデモをめぐる状況や主催者側がとった措置の評価などを論じてゆくことになる。集団行動の自由の意義をふまえたうえで、以上のような論点をめぐり、事案に即した丁寧な議論を組み立てることが求められている。

小問2は、行政処分の執行停止に対する内閣総理大臣の異議の合憲性を問う問題である。権力分立（執行停止は司法作用か、行政作用か）、裁判を受ける権利といった点が問題となろう。主要な体系書で触れられてはいるが、普段はあまり意識しない論点かもしれない。しかし、デモ規制という具体的な事案との関連で考えれば、行政と原告双方にとって、この制度がもつ意味や問題点がある程度イメージすることができるであろう。

昨年と同様に、権利を主張する側、制約する側双方の視点から、憲法論を組み立てることが求められている。それぞれの主張を簡略に述べたうえで一方的に自説を展開するのではなく、相手側の反論も意識し、かみ合った説得力ある議論を展開することが必要である。時間の制約もあるので、何を論ずべきかをよく考えてほしい。